

●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第1項に基づく協議

協議内容	項番	団体名	協議日	概要	協議結果	
						理由
新たな「人的関与」	1	(公大)大阪	R7.3.17	本件団体では、旧大阪市立大学と旧大阪府立大学の学部を再編統合して令和4年に大阪公立大学を新たに開学した。 新大学の施設管理にあたっては、令和7年9月に新設予定の森之宮キャンパスの整備を中心とする部門を含む3部門に分かれて管理しており、キャンパスごとに分かれた組織を包括的・一元的に管理するため、各部門の企画部の事務所を森之宮に集約したところである。特に、新設する森之宮キャンパスはメインキャンパスとして、基幹教育を提供する施設の役割だけでなく、大阪の都市課題の解決や成長に貢献していくために必要な機能を備える予定である。また、新設される森之宮キャンパスを中心とした大阪城東部地区では「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」が策定され、まちづくりに向け、地域と連携して取り組んでいる。 このような状況から、各所に点在するキャンパス整備にあたり、統一された方向性のもと一元管理をする必要があり、本件団体内のマネジメントの適正化を図ることが急務となっている。 また、森之宮キャンパスの新設は、単純な大学の施設整備ではなく、都市課題の解決などの新たな役割や大阪城東部地区まちづくりも関連した事業になるため、幅広い視点や専門的な知見、本市との調整をもって進める必要があり、キャンパスの整備や維持管理が本件団体にとって極めて大きな課題となっていることから、これを実効的に進めるため、令和7年4月に点在する複数のキャンパス・施設を総括する部署として新たに「施設部」が設置される。 施設部の責任者には、行政におけるまちづくりや公共建築工事の実務経験や建築系の専門的知見・能力に加え、大阪市や大阪府との連携・調整、企画などの高度なマネジメント力が求められている。現状の本件団体の職員体制では、大規模な施設整備やまちづくりなどの経験を持った者がおらず、また、民間企業、大阪府からも適切な人材が確保できないため、経験及び実績豊富な本市部長級職員の派遣により関与の強化を行うものである。 派遣後は大学で施設部長の任につき、技術職(建築職)としての専門的知見に基づき、部内各課を統括・管理してマネジメントを行うとともに、全キャンパスにおける将来計画のうち施設整備にかかる企画や森之宮新キャンパス施設設備の安定的な管理運営、森之宮1.5期キャンパス開発業務の企画・推進、各キャンパスの改修・移転計画などを総括する。 複数キャンパス・施設の新たな管理体制を円滑に機能させつつ、周辺のまちづくりと密接に関連するキャンパス開発の重要なプロジェクトを進めるには、高度な技術力と実務経験を有し、技術職職場におけるマネジメント力に長けた本市の部長級建築職の本件団体への新たな派遣が不可欠であるため、副首都推進局として本件団体の取り巻く状況を十分検討し、現状の職員体制や今後のプロジェクトの重要性を総合的に評価した結果、今回の派遣に至るものである。	同意	本件団体において、旧大阪市立大学と旧大阪府立大学の2つの大学の再編に伴い、各所に点在しているキャンパスの技術職員を統一された方向性のもと一元管理し、本件団体内のマネジメントの適正化を図ることが急務であり、また次世代型の大学として、都市シンクタンク機能や技術インキュベーション機能などの新たな機能を備えた大学を「大阪城東部地区のまちづくり」に関連して新設整備を進める必要があるが、本件団体において当該課題を解決できる人員の確保が難しいとのことである。よって、各キャンパスの施設を総括する責任者として、団体内の業務管理を行うとともに、行政におけるまちづくりや公共建築工事の実務経験を活かし、大阪府市等関連機関との連携調整、企画等を行うため、建築系の専門的な知見及び高度なマネジメント力を備えた部長級の技術専門職を派遣し、本件団体の施設管理に取り組みせたいとのことである。 本件協議は本件団体が抱える上記課題を解決できるよう本市職員を派遣するものであり、関与の目的に応じた必要最小限のものとして派遣の必要性が認められる。 以上の理由から、本件団体へ本市職員を派遣することは大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条第2項の規定の趣旨に反するものとは認められないため、本件協議の申出については同意したものである。

●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第20条第1項に基づく協議

協議内容	項番	団体名	協議日	概要	協議結果	
						理由
団体の解散	1	(一財)大阪市文化財協会	R7.3.12	一般財団法人である本件団体の解散にあたっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条で定める解散事由の要件を満たす必要があるため、発掘調査業務の継承をはじめとする整理が順調に進んでいること等を踏まえ、令和6年6月26日付けで団体の存続期間を令和7年3月31日までとする定款変更を行った。 その後も解散に向けた調整や手続きは順調に進捗しており、本件団体が解散に向けて予定していた全ての業務が令和7年3月末までに整理される見込みであり、これまで本件団体が担ってきた埋蔵文化財発掘調査業務が円滑に実施されることや、その調査結果や保存した成果の活用とともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術などがそれぞれの継承先で適切に活用されることが確認されたこと、更に本件団体の固有事業についても整理等がされた状況を踏まえ、定款に定めた存続期間をもって本件団体は解散する意向である。	同意	本件団体の解散にあたり、これまで本件団体が担ってきた埋蔵文化財発掘調査業務が今後も公益財団法人大阪府文化財センターにおいて円滑に実行されること、また、調査結果や保存した成果の活用とともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術などが継承先である大阪市教育委員会や地方独立行政法人大阪市博物館機構において適切に活用されること、さらに、令和7年度以降もこれらの業務が遅滞なく進められる体制が整っていることを所管所属は確認しているとのことである。 このことから、本市の施策を実施するために本件団体を活用する必要はなくなったため、大阪市外郭団体評価委員会に諮問し、特に問題がない旨の答申を受け、令和7年4月1日付けで大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の改正を行い、外郭団体の指定解除を行うこととなった。 以上のことから、本件団体の解散については、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第17条第1項第1号の趣旨に照らし特段の問題はないと認められるため、本件協議の申出について同意したものである。